

# 朝来市地区防災計画作成マニュアル



平成31年2月

朝来市

## 【目 次】

### 【朝来市地区防災計画作成マニュアル】

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1. 「地区防災計画」作成の基本方針等	・・・・・・・・	P 2
2. 地区防災計画作成に際しての留意事項	・・・・・・・・	P 2
3. 地区防災計画の作成行程（例）	・・・・・・・・	P 4
4. 地区防災計画の見直し	・・・・・・・・	P 5
5. 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援	・・	P 5
6. 地区防災計画提案の方法	・・・・・・・・	P 6
7. 地区防災計画提案書（様式－1）	・・・・・・・・	P 8

### 【地区防災計画（事例）】

地区防災計画（事例）	・・・・・・・・	P 9
------------	----------	-----

### 【個別支援計画（マイプラン）作成編】

個別支援計画（マイプラン）作成編	・・・・・・・・	P 23
------------------	----------	------

## はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、自助・共助の役割の重要性が改めて高まっているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本市においても、地区コミュニティ活動が活発化する中で、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震の発生や平成30年西日本7月豪雨災害、多発する台風災害などにより、住民の間にも一層の防災意識の高まりがみられ、一部の地区においては防災計画・防災マップづくりや防災学習・防災訓練の実施など、地区防災力の向上にむけた取り組みが熱心に進められています。

これらを踏まえ、市ではそれぞれの地区の特性を踏まえた自主・自立的な「地区防災計画」の作成を促進することを目的として「朝来市地区防災計画作成マニュアル」を定めました。

大規模な災害が発生した際に、発災直後の市民の皆さんの初動期の行動が命を守るための岐路になります。そのためには平常時からの備えが非常に重要です。

お住まいの地区の特性を把握するとともに、当該地区で発生が予想される災害を想定して、自らの命を守るための各家庭の取組（自助）や地区全体での取組（共助）をあらかじめ計画として定め、共有し、この計画に基づく防災訓練・避難訓練の実施、学習会の開催などにより、防災力・減災力を高めていくことが不可欠です。

今回作成しました、「朝来市地区防災計画作成マニュアル」を参考にいただき、市民の皆さんが協力・連携してそれぞれの地区における「地区防災計画」の作成に取り組んでいただくことをお願いいたします。

### ☆地区防災計画の4つのポイント

- **地区防災計画は地域住民等が取り組むことです。**  
「行政から住民へ」防災の担い手の幅を広げ、小さなことでも良いので、住民主体で何かに取り組むこと、それが地区防災計画です。行政はそのお手伝いをします。
- **地区防災計画は計画書を作ることはありません。**  
計画書やマニュアルなど書類を作ることが目的ではなく、住民の視点、地区の特徴を活かした活動を実践的に進めることが、地区防災計画です。
- **地区防災計画はどの地区でも一緒ではありません。**  
「お隣では避難所開設訓練をしているからうちでも・・・」ではなく、自分の地区の特徴を生かして、自分の地区にしかない「オンリーワン」の活動を手作りで行います。
- **地区防災計画は一度きりで終わりではありません。**  
地区防災計画とは、一度何かを実践して終わりではなく、「計画→実施→ふりかえり」を繰り返して、改善を重ねながら長期間続けていくものです。

## 1. 「地区防災計画」作成の基本方針等

(1) 「地区防災計画」は地区住民などの作成を基本とします。

災害対策基本法第2条の2（基本理念）第2号では、「住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織、その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。」、同法第42条の2では、「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。」と規定されています。

市では、地区防災計画が「自助」、「共助」を中心とした地区在住者などの自発的な防災計画であることに鑑み、その案は地区住民などにおいて自主的な作成を基本とし、市の防災活動と地区住民などによる防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ることを目指します。

(2) 「地区防災計画」は地区などの自主防災組織を対象とします。

自主防災組織は、単独の地区（行政区）及び自主防災組織、複数地区が連携した組織、地域自治協議会などです。

(3) 「地区防災計画」に定める標準的な項目

① 「地区防災計画」は、組織の規模やコミュニティの成熟などによって、内容に差異が生じることが予測されます。このことから、地区防災計画に定める標準的な項目・内容について記載した「地区防災計画（事例）」を参考資料として本マニュアルに添付していますが、決まった書式、様式はありません。地区に応じた地区防災計画を作成してください。

② 「地区防災計画」に定める主な項目（例）は以下のとおりです。

- ア 計画名称
- イ 計画作成趣旨・目的などの基本方針
- ウ 作成主体の種別、規模、構成員
- エ 地区の特性、予想される災害
- オ 「平常時」の取組、「災害時（非常時）」の取組
- カ 地区の防災対策（具体策な対策）
- キ 防災マップ（視覚的に地区特性を把握するため）
- ク 要配慮者（災害時要援護者）の支援の取組
- ケ 計画作成後の研修、訓練の実施の考え方

## 2. 地区防災計画作成に際しての留意事項

(1) 多様な主体や世代の参加による計画作成

当該地区に関係する住民や民間企業などの多様な主体や世代の参加のもとで計画を作成しましょう。

## (2) 「自助」、「共助」の仕組みづくり

当該地区居住者等が自ら又は相互に連携・協力して地区の防災力を向上するための仕組みを作りましょう。

## (3) 実践的な計画づくり

次の視点を踏まえた「適切な情報」の収集・発信と「適切な行動」の実践につながる計画としましょう。

### ① 災害を知る

自分が住んでいる地区で起こり得る災害について、前兆や避難の方法を確認しましょう。

### ② 地区を知る

災害危険箇所や脆弱な施設などを把握した上で防災マップを作成し、要配慮者（災害時要援護者）対策や避難する場所までの経路などを決めましょう。

### ③ 知識を活かす

自主防災組織などの活動で得た、防災・減災対策の知識を活かし、災害時に実行しましょう。

## (4) 要配慮者（災害時要援護者）への計画づくり

要配慮者（災害時要援護者）への支援は個別支援計画を作成し取組んでいただくことになりますが、作成については、朝来市地区防災計画作成マニュアル個別支援計画（マイプラン）作成編を参照してください。

## (5) 計画の作成スケジュールについて

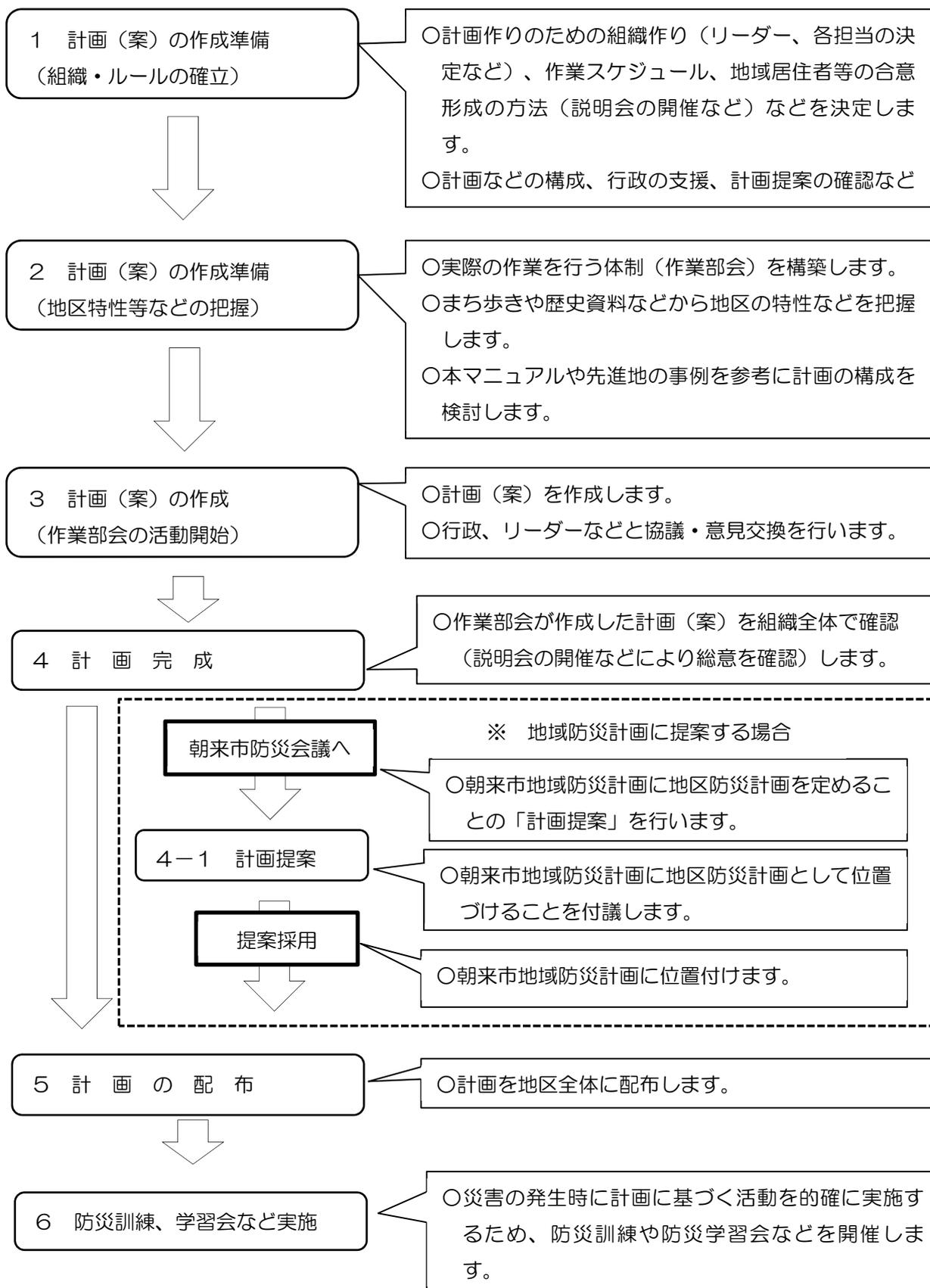
効率よく計画を作成するため、作成行程（スケジュール）をつくりましょう。

※「3. 地区防災計画の作成行程」について4ページを参照

## (6) 行政、防災士など有識者からの参考意見

行政の出前講座や防災士など有識者からの意見も活用しながら計画を作成しましょう。

### 3. 地区防災計画の作成行程



## 4. 地区防災計画の見直し

### (1) 計画の見直し

計画は社会情勢の変化などに応じて適宜見直して下さい。

この見直しにおいて、当初計画と見直した計画に大きな差異が生じた場合（ここでいう計画の見直しには役員の変更などは含みません。）には、市に変更した内容を報告して下さい。

## 5. 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援

地区防災計画などの作成及び計画に基づく地区の防災訓練などの実施への支援を行います。

### (1) 地区防災計画、防災マップの作成支援

- ① 地区防災計画、防災マップ作成に必要な助言等を行います。
- ② 地区防災計画、防災マップの作成に要する経費の一部を助成します。

### (2) 自主防災リーダー育成支援

- ① 自主防災リーダー育成  
地区や自主防災組織などで自主防災リーダーとなる人材を育成するため、ひょうご防災リーダー講座の受講経費などの一部を助成します。

### (3) 防災学習会などの開催支援

- ① 出前講座  
地区や自主防災組織などが開催する防災学習会などに市職員や防災士など有識者を派遣します。

### (4) 地区の防災訓練の実施などの支援

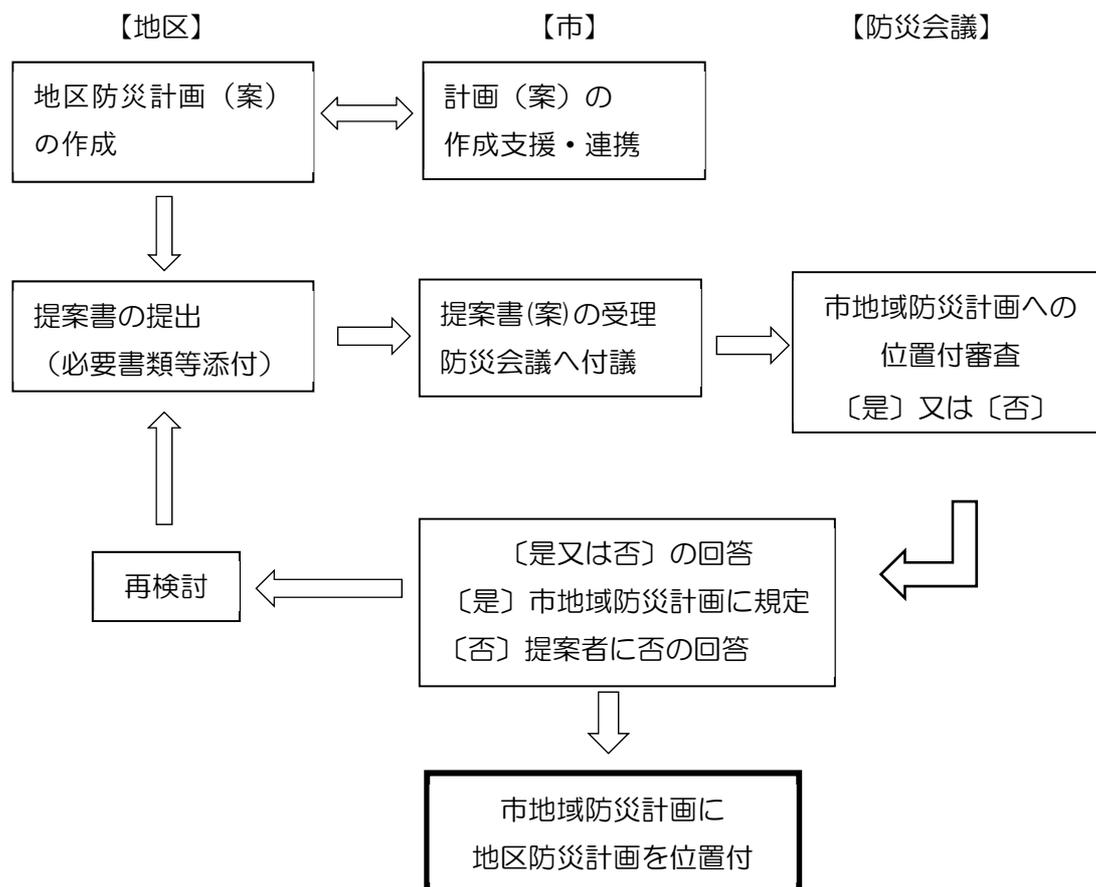
- ① 有識者の派遣  
地区の防災訓練の実施に市職員や防災士など有識者を派遣し、訓練の進行などについてアドバイスを行うとともに、地区と行政との連携についても協力します。
- ② 防災資機材の貸与  
市は、地区や自主防災組織などが行う防災訓練の実施に当たって、必要に応じて、保有する防災備品を貸与します。

## 6. 地区防災計画提案の方法

地区防災計画制度には、地区住民などが市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）が定められています。

「計画提案」に必要な手続きは以下のとおりです。

### (1) 「計画提案」のフロー



### (2) 計画提案に必要な書類

- ① 地区防災計画提案書（様式－1）  
8ページ参照（1通提出）
- ② 地区防災計画（案）
- ③ 申請者の資格確認  
申請者の住所が確認できるもの（免許証の写し等）  
※申請者が地区防災計画（案）の対象地区内の住民であることを確認するため。

### (3) 提出期限

原則として、毎年2月末までに提案があれば、翌年度の防災会議に付議します。

(4) 提出先

朝来市危機管理室防災安全課に提出して下さい。

(5) 留意事項

地区防災計画は、必ずしも市地域防災計画に提案する必要はありません。地区防災計画は、各地区、地域が、策定された地区防災計画に基づき、地域の防災力の向上に活用していただくことを基本的な目的としています。

(6) 地区防災計画の見直し

市地域防災計画に提案し規定された地区防災計画を見直し修正を行い、計画内容に大きな差異を生じた場合は、再度市防災会議に回る必要があります。

計画の見直しにかかる再度の「計画提案」については、「6. 地区防災計画提案の方法」に準じます。

様式－1

年 月 日

朝来市防災会議会長

朝来市長 様

提案代表者



### 地区防災計画提案書

みだしのことにつきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、朝来市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

#### 記

1 計画名称 「〇〇地区防災計画」

2 提案者

氏名・法人名	住所・所在地	連絡先（電話番号等）

3 添付書類

- ① 「〇〇地区防災計画」
- ② 申請者の住所が確認できるもの（免許証の写し等）

この地区防災計画（事例）では、このような吹き出しに記載例の内容について記載していますのでご確認ください。

地区防災計画の表紙です。  
〇〇に地区名等を記載し計画名称としてください。

## 〇〇地区防災計画

計画が作成完了した年月を記載してください。

〇〇 年 月

〔〇〇区・〇〇区自主防災組織など〕

作成された地区名、自主防災組織名等を記載してください。

1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時には、「自助」、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要です。

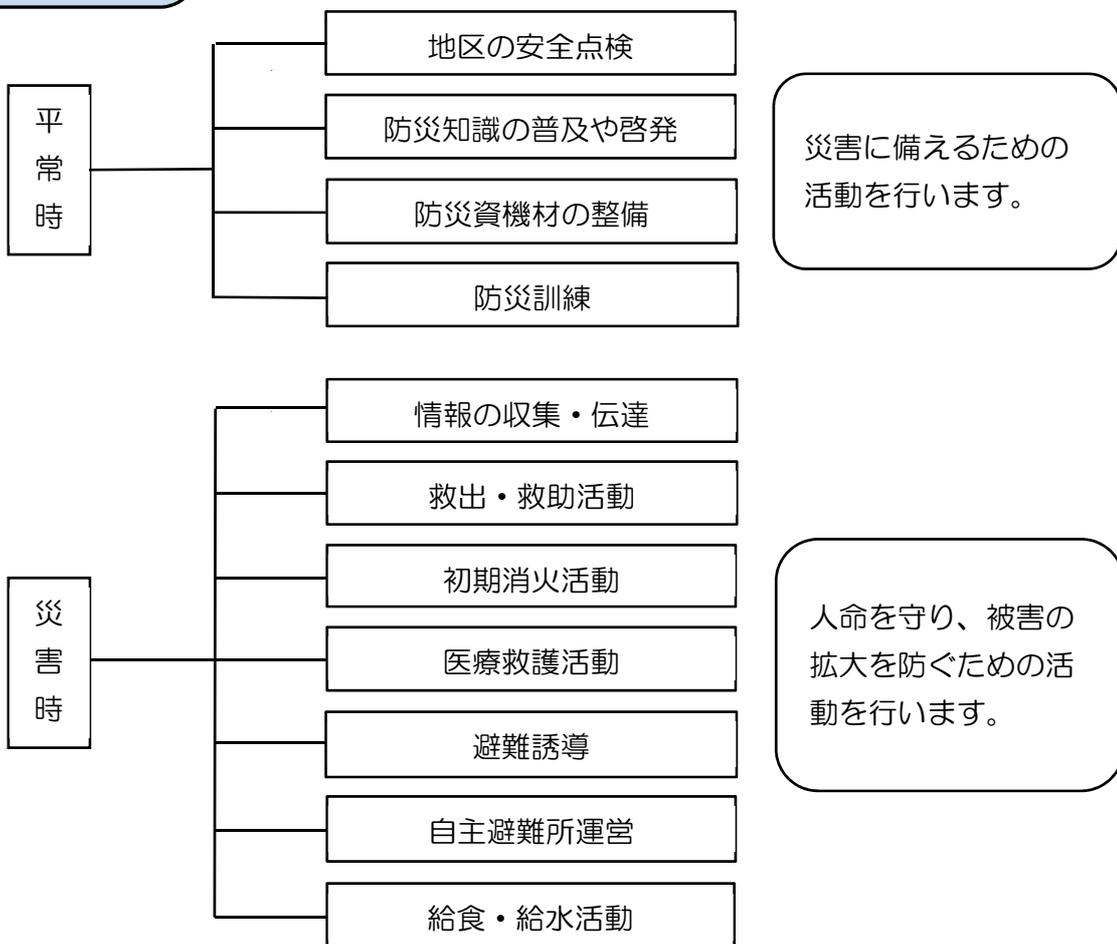
私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなですべて助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「〇〇地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づき施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

自主防災組織の役割の記載例です。実情に応じ追加や削除して修正し、記載してください。

自主防災組織の役割

基本方針の記載例です。地区等の実情に応じ修正して記載してください。



## 2. 計画対象地区と策定主体

計画対象地区について、記載してください。

### （1）計画対象地区

「〇〇地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

地区所在地域	対象地区名	世帯数	人 口

### （2）計画策定主体

「〇〇地区防災計画」は下記の団体が定めます。

団 体 名 称	所 在 地	備 考
	朝来市	

計画策定主体について、記載してください。

### 3. 地区の特性と予想される災害

#### （1）地区の特性

（例）

- 高低差の少ない平地に家屋等が多い地区である。
- 山麓部の住宅地で斜面地が多い地区である。
- 開発された住宅地である。
- 埋め立てによって形成された地区である。
- 砂防指定地に指定された場所がある。
- 対象地区内に土砂災害危険箇所がある。
- ○○川が過去に大雨で氾濫したことがある。

〔記載内容〕

防災マップなどから、地区の地形的な特徴や地区等で災害が発生しそうな場所など、災害に関する情報をここに記載します。

#### （2）予想される災害

（例）

- 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
  - 川の氾濫や堤防の決壊、○○橋の損壊
  - 地区周辺で家屋への浸水
  - 地区でのがけ崩れ
- 地震、津波による災害
  - 家屋の倒壊や火災
  - 地区でのがけ崩れ
  - 川の堤防の決壊、○○橋の損壊
  - 液状化
- 暴風（竜巻など）による被害
  - 家屋や電柱の倒壊

〔記載内容〕

地区の特性に合わせて、想定される災害（被害の状況）をここに記載します。

#### 4. 活動内容

##### （１）平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

##### ア 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

##### イ 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

##### ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

##### エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、慌てず的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

##### （２）災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

##### ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

##### イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人などの救出・救助活動を行います。

##### ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

##### エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

オ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

カ 自主避難所開設・運営

自主避難所を開設し、避難者を受け入れると共に、避難者と協力しながら良好な避難環境づくりを行います

キ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 要配慮者（災害時要援護者）の支援の取組

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする人「要配慮者（災害時要援護者）」です。こうした要配慮者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めることが重要です。

ア 要配慮者の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかななどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者とのコミュニケーションを図ります。

5. 地区の防災対策（具体的な対策）

(1) 防災体制

防災体制の記載例です。地区等の実情に応じ項目を追加削除し修正して記載してください。

組織名称等	地区の状況		
〇〇区または自主防災組織など	世帯数： 人 口：		
1 組織の体制	役 員		電 話 番 号
	区長、会長等		
	副区長、副会長等		
	会計等		
	防災委員等		
	隣保長、班長等		
	隣保長、班長等		
	隣保長、班長等		
	その他役員等		
2 避難場所等	施 設 名	電 話 番 号	管 理 者
	〇〇集会所、会館		
	〇〇小学校		
	〇〇中学校		
	〇〇〇		
①避難経路	防災マップのとおり		
3 緊急時の連絡先	連 絡 先		電 話 番 号
	朝来市役所		
	〇〇支所		
	朝来消防署		
	朝来消防署生野出張所		
	朝来警察署		
	公立豊岡病院組合朝来医療センター		
	南但休日診療所		
	公立神崎総合病院		
	関西電力豊岡営業所		
	〇〇ガス		
	災害用伝言ダイヤル（録音時）		
	災害用伝言ダイヤル（再生時）		
4 その他特記事項			

（２）活動体制

活動体制の記載例です。地区等の実情に応じ項目を追加削除し修正して記載してください。

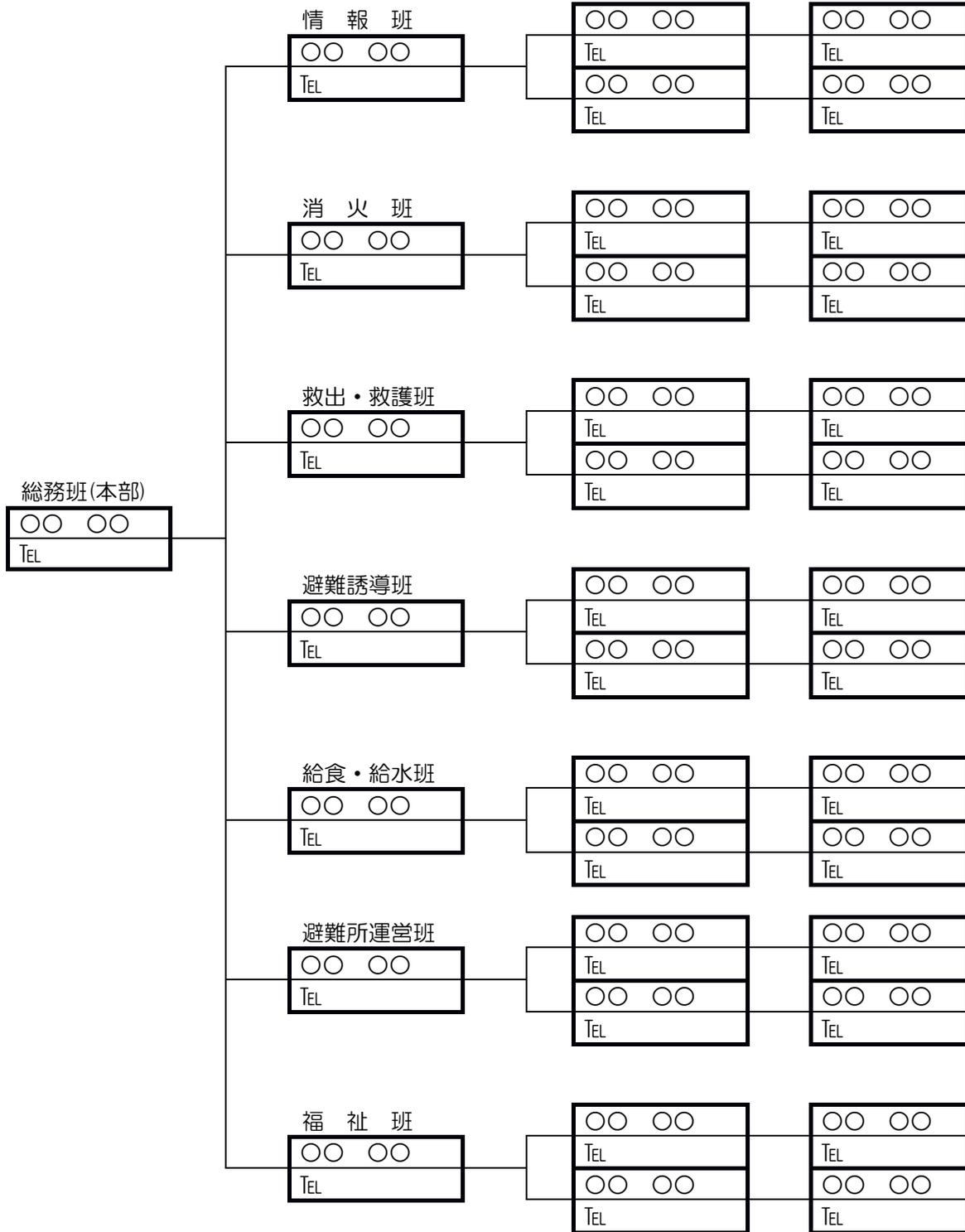
班 編 成

班 名	担当者名	平常時の役割	災害時の役割
総務班 （本部）	〇〇 〇〇	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	〇〇 〇〇	防災知識の啓発、防災情報の広報	公共機関などからの情報収集・伝達
消火班	〇〇 〇〇	消火器具の整備・点検	消火栓・消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出・救護班	〇〇 〇〇	救助・救護の資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所などへの搬送
避難誘導班	〇〇 〇〇	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班	〇〇 〇〇	器具や非常食の整備・点検	炊き出しなどの給食・給水活動
避難所運営班	〇〇 〇〇	避難所施設点検	避難所の開設・運営
福祉班	〇〇 〇〇	要配慮者（災害時要援護者）の支援体制の整備	要配慮者（災害時要援護者）への支援

地区の連絡網の記載例です。地区等の実情に応じ班編成や人員枠、必要事項を追加削除し、修正して記載してください。

地区防災計画（事例）

(3) 地区の連絡網



（４）防災関連施設

防災関連施設の記載例です。地区等の実情に応じ施設や必要事項を追加削除し、修正して記載してください。

ア 医療機関

種 別	名 称	住 所	連 絡 先

イ 要配慮者（災害時要援護者）施設

名 称	住 所	連 絡 先	備 考

ウ その他の施設

名 称	住 所	連 絡 先	備 考

（５）防災資機材など

ア 保有防災資機材

名 称	物 資 名	数 量	備 考
〇〇倉庫 （住所） 〇〇町〇〇-〇〇	ヘルメット		
	メガホン		
	リヤカー		
	投光器		
	発電機		

防災資機材の記載例です。地区等で保有されている資機材の実情に応じ記載してください。  
下記に一般的な目的別資機材の事例を記載していますので参考にしてください。

（参考）資機材の例（目的別）

目 的	資 機 材
①情報収集・伝達	トランジスタメガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック など
②初期消火	小型動力ポンプ、発電機、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ など
③水防	救命ボート、ブルーシート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 など
④救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ウィンチ、防煙・防塵マスク など
⑤救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート など
⑥避難所運営協力	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、標識板、標識、強力ライト、寝袋 など
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、非常食、備蓄飲料水 等
⑧訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ、映写機等）、住宅用訓練火災警報器 など
⑨その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器 など

（6）地区防災マップ

市の「ハザードマップ」などを参考に地区で作成してください。

地区防災マップ

地区等で作成された地区防災マップを添付してください。マップが大きい場合は別添としてください。

マップ作成時には、市のハザードマップや住宅地図、グーグルマップ等をご利用ください。

（記載する情報の例）

- ・避難場所、避難経路
- ・要配慮者（災害時要援護者）世帯
- ・消防署、警察署、公共施設、福祉施設
- ・防災器具庫（消火栓、防火水槽）
- ・危険な場所（狭い道、河川、崖地など） など

※ 地区で防災ワークショップを行い、地区の特性を知るとともに、みんなで情報を共有しましょう。

（7）要配慮者（災害時要援護者）への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、要配慮者（災害時要援護者）の支援体制を整備します。

班 名	担当者 (団体名等)	内 容	時 期 (目標)
福 祉 班	〇〇 〇〇	支援体制・方法の検討・整理	〇〇年度まで
		対象者の把握（市から提供）	〇〇年度まで
		個別計画の作成完了	〇〇年度まで
		定期的な個別計画の見直し	毎年度

※ 市から提供される「朝来市災害時要援護者及び避難行動要支援者登録一覧表」及び地区・自主防災組織で確認、作成した「名簿」に基づき、個別支援計画を作成します。なお、名簿及び個別支援計画などは、個人情報を含むため取り扱いには十分注意し、〇〇地区防災計画（別冊）として保管します。

（8）地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ア 避難訓練（要配慮者（災害時要援護者）の支援を含む）
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 応急手当訓練
- エ 避難所開設運営訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

（9）資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的実施します。

班 名	担当者 (団体名等)	内 容	時 期
消 火 班	〇〇 〇〇	消火器具の点検（整備）	地区防災訓練前
救出・救護班	〇〇 〇〇	防災資機材・救出用器具の点検（整備）	地区防災訓練前
避難誘導班	〇〇 〇〇	避難経路の点検（整備）	毎年 月
給食・給水班	〇〇 〇〇	給食・給水器具の点検（整備）	地区防災訓練前

要配慮者（災害時要援護者）への支援体制の整備、地区防災訓練の実施、地区防災訓練の実施の記載例です。地区等の実情に応じ項目や内容を追加、削除し、修正して記載してください。



# 個別支援計画（マイプラン）作成編

## 【 個別支援計画（マイプラン）作成編 目次 】

災害時要援護者登録制度と個別支援計画（マイプラン）について ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
災害時要援護者及び避難行動要支援者登録一覧表（見本）・・・・・・・・	P 26
災害時要援護者登録申請書兼台帳（見本）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 27
個別支援計画（マイプラン）（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 28
避難行動要支援方針（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 30
【別添資料】	
個別支援計画（マイプラン）作成の手引き	

# 災害時要援護者登録制度と個別支援計画（マイプラン）について

## 1. 災害時要援護者及び避難行動要支援者登録制度

平成 25 年に災害対策基本法が改正され、市町長に避難行動要支援者名簿（在宅生活等の災害時要援護者のうち、災害時に避難支援を要する方）の作成が義務付けられました。

名簿は、原則として本人同意のもとで地域に提供され、地域は避難のための個別支援計画（マイプラン）の作成や防災訓練等の取り組みを行います。



## 2. 市から提供される名簿情報等

朝来市では、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者で、地域への情報提供に同意された方を「災害時要援護者」として登録します。

さらに、「災害時要援護者」のうち、平常時に地域での見守り体制の整備や災害時の情報提供、安否確認、避難誘導及び避難支援を必要とする単身の世帯や高齢者、障害者等のみの世帯の方で、かつ障害程度や要介護度が一定以上にある方等を「避難行動要支援者」として登録します。

地区には、このようにして作成された「災害時要援護者登録申請書兼台帳」と「災害時要援護者及び避難行動要支援者登録一覧表」の写しを名簿として提供することになります。

<b>災害時要援護者</b> 高齢者、障害者、乳幼児等の配慮を要する方で名簿提供に同意された方
<b>避難行動要支援者</b> (単身、高齢者のみの世帯で、障害程度や要介護度が一定以上の方)

## 3. 個別支援計画(マイプラン)の作成にあたって

### (1) 名簿情報を地区と共有することの大切さを理解してもらいましょう。

市が作成する名簿は、障害特性や要介護度等、あまり他人には知られたくない情報も含まれているため、地区等への情報提供の同意を求める市の要請に対し、ためらう方もおられます。名簿の提供は災害時に円滑な避難支援に必要なものであることを伝え、理解を得るようにしましょう。

### (2) 要援護者の方と一緒に避難できる仕組みを考えましょう。

地区や自主防災組織を中心に、地区防災計画に基づき地域全体で要援護者の命を守るための仕組みを考えましょう。どうすれば大切な命を守れるか、皆で考えることが大切です。

### （３）要援護者及び避難行動要支援者を確認しましょう。

市から提供される「要援護者及び避難行動要支援者登録一覧表」には、家族と同居していて支援者（健常者）がおられる方や、何らかの配慮は必要なものの情報伝達等によって自力で避難ができる方なども含まれています。また、その反対に病気などの進行により、登録時点では台帳から漏れている方がいる可能性もあります。

既に地域で作成されている名簿などがあれば照合なども行いながら災害時に避難行動の支援が必要な方（避難行動要支援者）を的確に把握しましょう。

### （４）個別支援計画（マイプラン）を作成しましょう。

避難行動要支援者本人や家族、ケアマネージャー等と相談しながら、災害が起きたらどのような支援・配慮を要するかを確認しましょう。

次に、避難支援に協力をいただける方を選任しましょう。その際、支援者の被災も想定し、複数人をお願いすることが大切です。

その際に「避難行動要支援方針」などの一覧表を作成しながら行くと、後の訓練等にも役立ち大変便利です。

### （５）名簿・個別支援計画（マイプラン）の管理

市から提供された名簿や個別支援計画（マイプラン）は、個人情報を含むので保管は厳重に行ってください。地区の支援者の間で共有していただくことは必要ですが、支援に関係しない方には、その内容を知られないよう、不必要な複写や他の目的には使用しないなど適切な管理が重要です。

### （６）個別支援計画（マイプラン）に基づき、防災訓練を行いましょう。

計画どおりに避難行動要支援者の避難ができるかを確認するためには、地区で実施する防災訓練が重要です。できるだけ関係者の参加を促し、訓練で課題が見つかれば、必要に応じて個別支援計画（マイプラン）の見直しを行いましょう。

#### 【個別支援計画の手引き】

兵庫県では、個別支援計画の作成を促進するため、個別支援計画のポイント等をまとめた手引きを作成しています。

これらも、参考にしながら計画の策定について話し合う資料として活用してください。



#### 【個別支援計画の手引き】

手引きは兵庫県 HP からダウンロードすることができます。  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/saigaijiyouengosha.html>

### 朝来市災害時要援護者及び避難行動要支援者登録一覧表

旧町名 和田山町 行政区名 東谷

No.	組 (隣保) 名	要 援 護 者						災害時 支援 理由(ア)	希望 項目 (イ)	避難行 動要支 援者 (ウ)	緊急連絡先				特記事項	
		住 所 (地番まで)	ふりがな 氏 名	性 別	世帯主	家 族 数	年 齢 (生年月日)				電 話 番 号	住 所	氏 名	本人 との 続柄		連絡先(Tel)
1	1	朝来市和田山町 東谷 213 番地 1	あさごたろう 朝来太郎	男	朝来太郎	1	31 (H1. 1. 1)	672- 1234	①	① ② ③	○	神戸市中央区下山 手通 1-2-3	朝来一郎	長男	090-1234-5678	要介 護 3
												豊岡市幸町 1-2-3	豊岡花子	長女	090-5678-1234	
2												①				
												②				
3												①				
												②				
4												①				
												②				
5												①				
												②				
6												①				
												②				
7												①				
												②				
8												①				
												②				
9												①				
												②				
10												①				
												②				

朝来市から提供します、「朝来市災害時要援護者  
及び避難行動要支援者登録一覧表」の見本です。

※ この台帳に関する情報は、災害発生時に地域支援者が要援護者の生命の安全等を確保するための活動と平常時の要援護者への声かけ活動等に使用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

朝来市長

**\*災害時支援理由 (ア)**

- ①介護保険の要介護度3以上
- ②一人暮らし高齢者
- ③高齢者のみの世帯
- ④身体障害者1・2級
- ⑤療育手帳A・B1判定
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級・2級
- ⑦妊娠中又は出産後一年以内の女子
- ⑧各項目に準ずる状態にある難病患者その他

**\*希望項目 (イ)**

- ①日頃の声かけ、見守り
- ②災害時の情報提供、安否確認
- ③災害時の避難誘導・援助
- ④その他 ( )

**\*避難行動要支援者 (ウ)**

災害時要援護者のうち、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

見 本

朝来市災害時要援護者登録申請書兼台帳

平成30年12月1日

朝来市長 様

私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいので、朝来市災害時要支援登録台帳に登録することを申請します。

また、私が届け出た個人情報及び市が保有する住民基本台帳、介護、障害等に関する個人情報を、居住地の区長(自主防災組織を含む。)、民生委員・児童委員、福祉委員、要援護者支援団体等に提供することに同意します。

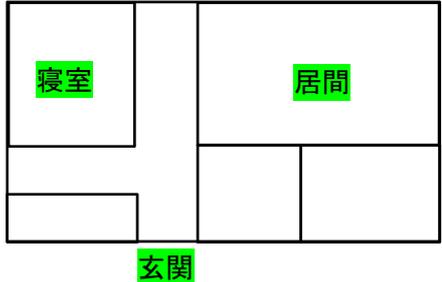
本人 氏名 **朝来 太郎** ①  
 代理人 住所 **神戸市中央区下山手通1-2-3** 氏名 **朝来 一郎** ① (続柄 **長男**)

※ 代理人の場合は、親族の方が記入してください。

本 人	住所 電話番号	朝来市 <b>和田山町東谷213番地1</b>		電話番号	<b>079-672-1234</b>
	ふりがな	<b>あさご たろう</b>	性別	生年月日	世帯等の状況
	氏名	<b>朝来 太郎</b>	男	明大 <b>元年1月1日</b> 昭平	① ひとり暮らし世帯 2 高齢夫婦世帯 3 寝たきり ( 人世帯) 4 妊産婦のいる世帯 ( 人世帯) 5 その他 ( 人世帯)
世帯主及び行政区名・組(隣保)名	世帯主名	<b>朝来 太郎</b>	行政区名	<b>東谷</b>	組(隣保)名 <b>1</b> 組(隣保)
かかり付けの医師・医療機関	<b>東谷病院 東谷医師</b>				
障害者の方等 *該当する項目に○を記入してください	手帳の種類		日常生活で利用している用具及びサービス		
	1 身体障害者手帳(1級・2級) 2 療育手帳(A・B1) 3 精神障害者保健福祉手帳(1級・2級) 4 難病患者等その他( )	1 車いす 2 電動車いす 3 在宅酸素 4 痰吸引器 5 ストマ用装具 6 紙おむつ 7 点字 8 手話通訳 ⑨ ホームヘルパー 10 訪問看護 11 人工透析(病院名 ) 12 その他( )			
高齢者の方 その他の方 *該当する項目に○を記入してください	介護度等		日常生活の状況		
	① 要介護3 2 要介護4 3 要介護5 4 その他( )	1 自立: ほぼ自分で行え、外出( )よりできる。 ② 虚弱: 家の中での生活はほ なしでは外出できない。 3 寝たきり: 家の中での生活 し、車いすやベッドの上で 4 その他( )			
希望する支援活動 *希望するもの全てに○をつけて下さい	① 日頃の声かけ、見守り ② 災害時の情報提供・安否確認 ③ 災害時の避難誘導・援助 4 その他( ) ※ 災害の程度により、希望する支援が受けられない場合があります。				
特記事項 *災害時の避難支援を円滑にするため特記事項があれば記入してください	記載例: ①「本人は介護4で歩行困難。妻と二人暮らしであるが、老夫婦世帯であり、災害時の避難は第三者の手助けが必要である。」 ②「家族と同居しているが昼間は仕事に行っているため、独居となるので日中の支援をお願いした。」				
緊急時連絡先 *家族・親族等	①	住所	氏名	本人との続柄	電話番号
		<b>神戸市中央区下山手通1-2-3</b>	<b>朝来 一郎</b>	<b>長男</b>	<b>090(1234)5678</b>
	②	住所	氏名	本人との続柄	電話番号
		<b>豊岡市幸町1-2-3</b>	<b>豊岡 花子</b>	<b>長女</b>	<b>090(5678)1234</b>
*市記入欄	登録年月日	年	月	日	整理番号
	廃止年月日	年	月	日	行政区コード

朝来市から提供します、「朝来市災害時要援護者登録申請書兼台帳」の見本です。

避難行動要支援者のための個別支援計画（マイプラン）

基礎情報	ふりがな氏名	あさこ たるう 朝来 太郎	年齢	92歳	性別	男・女	
	住所	朝来市和田山町東谷213番地1					
	電話	079-672-1234	FAX	079-672-1234			
	E-mail						
	家族構成・同居情報等	妻とは死別 子どもは二人（長男、長女） それぞれ神戸と豊岡に在住 豊岡在住の長女がしばしば様子を見に来る	居住建物	建築時期	昭和50年頃	構造	木造2階建
			耐震診断	不明	家具固定	未実施	
			見取図	※寝室の位置、普段いる部屋等 			
要支援情報	介護認定	要介護3				(認知症) 有・無	
	障害者手帳						
	その他留意事項	個別支援計画(マイプラン)の記載例です。市から提供します登録一覧表や申請書兼台帳、地区等で作成された名簿に基づき作成してください。					
利用中の医療福祉サービス	介護保険/総合事業	サービス					
		事業所名			電話		
	障害福祉/児童福祉	サービス					
		事業所名			電話		
	医療機関	名称	東谷病院		電話	672-5678	
家族等緊急連絡先	①	ふりがな氏名	あさこ いちろう 朝来 一郎	続柄等	長男	住所	神戸市中央区下山手通1-2-3
		電話	090-1234-5678	FAX		E-mail	
	②	ふりがな氏名	とよおか はなこ 豊岡 花子	続柄等	長女	住所	豊岡市幸町1-2-3
		電話	090-5678-1234	FAX		E-mail	
緊急時の情報伝達	耳が聞こえにくいいため、できるだけゆっくりと大きな声で話す。						
特記事項							



1. 避難情報の周知のみの方

No	要支援者			近隣者(確認を依頼)		確認の結果
	氏名	性別	年齢	氏名	電話	
1	朝来太郎	男	70	東谷一郎	XXX-XXXX	自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
2	茶畑葉子	女	82	佐中路子	XXO-XXXO	自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
3						自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
4						自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
5						自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
6						自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
7						自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
8						自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
9						自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
10						自力避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済

避難行動要支援方針は、要支援者及び近隣者の欄を事前に記入しておき、災害時の要支援者の状況確認に使用します。

2. 避難時に近隣の支援を要する方

No	要支援者			近隣者(確認・支援を依頼)		確認の結果
	氏名	性別	年齢	氏名	電話	
1	山東緑子	女	80	和田山円三	XOX-0XOX	支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
2	高原五郎	男	95	山川木太郎	XXX-0XXX	支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
3						支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
4						支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
5						支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
6						支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
7						支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
8						支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
9						支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
10						支援避難開始・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済

3. 避難時に福祉施設の移送サービスを要する方

No	要支援者			近隣者(確認を依頼)		確認の結果
	氏名	性別	年齢	氏名	電話	
1	生野花子	女	92	白金鉦二	XOX-000X	移送避難希望・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
2						移送避難希望・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済
3						移送避難希望・自宅に残る 連絡つかない・不在確認済

移送サービスの依頼先：朝来市 健康福祉部 社会福祉課 TEL 079-672-6123



朝来市地区防災計画作成マニュアル及び様式は、市のホームページ防災情報に掲載しています。

( 朝来市ホームページ URL <http://www.city.asago.lg.jp> )



【 地区防災計画に対するお問合せ先 】

朝来市役所 危機管理室 防災安全課

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1

TEL 079-672-6112 (直通)

FAX 079-672-4041

E-mail [bousai@city.asago.lg.jp](mailto:bousai@city.asago.lg.jp)

【 個別支援計画に対するお問合せ先 】

朝来市役所 健康福祉部 社会福祉課

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1

TEL 079-672-6123 (直通)

FAX 079-672-4041

E-mail [shakaifukushi@city.asago.lg.jp](mailto:shakaifukushi@city.asago.lg.jp)

初訂版 平成31年2月